

時事新報定價

同報社ありシ代價倍送込圖廣告料ヒ方の文題
一粒二錢〇一兩月前金五十一錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六月前金一
圓〇一兩年八月前金六圓〇一月間休刊
〇時事報紙社リ直通ニ郵送スルモノハ右定額ノ外ニ一月十三錢の
送込料ヲ支拂

本稿一客和レ作
を始め各府縣に通信社に報道を發送し各新
より各社同一の記事

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を壊塞するより各社同一の記事を掲ぐるふと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多さを以て斯類の社に通信を伏願せど雖も世間往々此事を知らずして通信社によへ報道すれば本社にも其報道は達する事を信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送わらんとを請ふ

時事新報

高き内務省の邊にも多少の變動を見るのみとからん要するに總理の決心は今之民衆を以て畢生の敵と爲するのに非ず其攻撃の點にして果して政府の非に準するものに之を改むるに容ならざれども政權維持の一義に至りては其職權を守りて寸歩も譲らず彼の老政客との關係の如きも毫も會釋する所なく斷然との見る所を行ふの覺悟なりと云ふものあり右の一説を姑く事實と爲し政府の決心は先づ此邊に在りと見て折て實際に其の關係の通り行はるれば甚だ妙なれども更に一般の事情を察すれば中々安心ならざるものあるが如し其發金程したる國民協會なる一種の團體は其名目と社交團體部と稱するも一般の見る所にて政黨の實は免る所より而して之を率ゐるのは西郷品川の兩橋密顧の如く人とも群衆の上いよく運動を始むる等のよしなれども間々所に據れば此團體の全に付く現政府の團員中には知る者もあれば居らざる者もありて全體の上本來云へば双方の間に利害の關係はなきが如ると云へり是れの政黨の成行と如何と云ふに其性質は今之民衆に反對なるのみならず事る反對の必要より起つたるものにて此一點に於ては政府と利害を同するが如くなれども内閣と云ふは誠は今の當局者の威儀に滿足する能けず少額金額自かの事に當らんとするの俗情あるに隨に陽に政府の方針を左右せしめんと欲するの意味が

官
部

○内務省訓令第十二號
明治二十三年當省訓令第十號第一項中典獄ノ下ヘ「臨時横濱築港局」ノ十字ヲ插入ス
明治二十五年六月三十日
内務大臣伯爵松方正義

卷之三

○官内省達甲第四號
明治二十二年十二月達第二十二號參議院官制中院長ノ
次ニ左ハ一項ヲ追加ス
奉 勅 明治二十五年六月三十日
學習院次長 現任院長ノ次等以下
院長ヲ輔ケ院務ヲ整理ス

○一昨日の東京市會は午後四時三十分より開議し捷
本議長は第六十號議案即東京灣芦洲橋樋賀調查委員の
意見報告ありと宣告し書記に該意見書を朗讀せしめ右
終て委員福田政吉氏は尙ほ調査の經過及結果を説明す
べとして測量の工事は到底完成の済筋を保持すると共に
測量成る事務と測量した工事と連携せざるに於ては當然
前の筋に於て工事の成績を爲せ能はずして最も不利なる
蓋、又在來の土留柵を保持するため柵の根元へ粗朶を充
て込みたらんには一は淤泥の進入を防ぎ一は潮流を遮
ならしむる設計にて粗朶を附するふとに決したと
且、浚渫法の如きを施場になしとすれば築堤工事にな
く、築堤結果なりと該等の説明も甚だしかば左議表すべ
く、公聽評議等は中止追移候れ。海港當なるやの點に就

○英船ヘイホン沈没の詳報は已に前城の紙上に詳報は已に前城の紙上に
は該船は全く沈没せしに
暗礁に乘上げ船體斜めに
落水するが積荷の砂糖は激潮
の如し併し船體は未だ船は
形を認むる事を得る由に
は見込絶えたる模様なし
として一昨二十九日エ
たれは同氏歸港の上は
事にて豫て該船救助と
支那人一名乗込員外國
の見込なきを以て一昨二
田も救助に赴きしが是
時横濱に歸港せしがボ
引歸したるが舊横須賀支
者も夫々所有荷物を携
沒は餘程の時間ありし
亡せず一同下田に上陸
○兎濱就縛の詳報 一
人及び同船備付のボ
都警察署巡查原義正谷
傷を負ひたる由は前號
顛末を開いて横濱警察
して各要所に配量した
て一同引上げたり横濱
撲滅して二名冤を三方
吉田喜久男、岸本彌一
川町を巡廻中中村の方
人の男左の指を紙にて
連ひたるも再び引返し
播派出所に引致し一應
勤方同居「萬吉の二男
して住所不定の足川市太
去る明治十四年十一月
署の手に拘繩されしも
田警部の係りにて取調
一丁目生れにて横濱葵
しめし事を白せしよ
て不審を受けし夜即
に伊み居りしものなる
日頃懸意に爲す石川町
に不審を受けし夜即
に處せられ昨廿四年十
後は東京横濱甲府等を
査に不審を受けし夜即
に詐り同家の老母に洗
氏の傷は頭部に一ヶ所
重傷なれども生命には
○吉岡宗蔵本山の監禁
二十七日暮を以て左の
云ふ